

令和7年度 第3回

歩行空間の移動支援に係るデータのオープンデータ化・利活用促進ワーキンググループ
議事概要

1. 開催日時等

日 時：令和8年2月26日（木） 13：00～15：00

場 所：合同庁舎2号館低層棟共用会議室1（オンライン参加併用）

[構 成 員]

有 識 者：別所 正博 東洋大学 情報連携学部 情報連携学科 教授
江守 央 日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授
石塚 裕子 東北福祉大学 共生まちづくり学部
共生まちづくり学科 教授
岩崎 秀司 一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会 理事
相澤 美穂子 松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科 准教授

自 治 体：東京都 福祉局 生活福祉部 企画課
東京都 北区 まちづくり部 都市計画課
渋谷区 産業観光文化部 グローバル拠点都市推進課
川崎市 まちづくり局 指導部 建築管理課
名古屋市 健康福祉局 障害福祉部 障害企画課

事 業 者：JR 東日本コンサルタンツ株式会社
全日本空輸株式会社
株式会社ナビタイムジャパン
WHILL 株式会社
ソフトバンク株式会社
認定NPO 法人ウィーログ
コドモト株式会社
株式会社 iiba

[オブザーバー]

関係省庁：国土交通省 総合政策局 共生社会政策課
国土交通省 都市局 街路交通施設課
国際・デジタル政策課
国土交通省 水管理・国土保全局
国土交通省 道路局 企画課
国土交通省 道路局 環境安全・防災課
国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）

観光庁 観光産業課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
厚生労働省 老健局
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室
こども家庭庁 成育局 成育環境課

[事務局]

国土交通省 政策統括官付

2. 議事概要

(1) 議事

1) 自治体からの実証報告

【1) に対するご意見および質疑応答】

- ・ 池田市の現地実証に参加したボランティアは、障害等の当事者、もしくは当事者団体に属している人を対象に集めているか。また、豊中市では、ヒアリングにて専門的な意見が多く出ているが、ボランティアはバリアフリー協議会の参加者や、バリアフリーに関して素養がある人を対象に集めているか。
 - ・ 当市の実証では、専門的な知見を持ち、豊中市バリアフリー推進協議会で委員を務めている方に参加いただいた。(豊中市)
 - ・ 当市の実証では、地域のサポーター的な立ち位置の一般市民の方に参加いただいた。バリアフリーに対しての知見の有無等は考慮していない。(池田市)
 - ・ 実証で使用したバリアフリー施設等データ整備システムは、誰もが使えることが非常に重要であるため、参加者がどのような属性か確認した。
- ・ 隣接した市で統一した仕様に基つきデータを整備することの意義等について、感じたことがあれば伺いたい。
 - ・ 地域をまたいで取組やシームレスな情報発信を、隣接する市と連携して実施していきたいと考えている。(豊中市)
 - ・ 橋梁や道路等の様々なところで、面的にバリアフリー化を進めていく必要がある。そのためには、自治体間の連携が必要不可欠であるが、今回の実証ではその意識が醸成されたと感じている。今後、豊中市以外の近隣自治体とも連携していきたいと考えている。(池田市)
 - ・ 今後、おおさかユニバーサルデザインマップが運用されるとのことだが、大阪府内の自治体間で連携した取組が広がると良い。
- ・ 豊中市では、バリアフリーマップを作成している9地区において、バリアフリーマスタープランとバリアフリー基本構想を作成しているとのことだが、この9地区は移動等円滑化促進地区に該当するか。また、バリアフリーマスタープランにおいて、バリアフ

リーマップの作成はどのように位置付けているか。

- ・ バリアフリーマップを作成した 9 地区は、バリアフリーマスタープランにおいて移動等円滑化促進地区に指定している。平成 14 年に作成した既存のバリアフリー化方針に基づき、バリアフリー基本構想とそれに紐づく特定事業がおおむね完了していた。バリアフリー基本構想のスパイラルアップの役割も兼ねてバリアフリーマスタープランの作成を実施する中で、バリアフリーマップの作成を単独の事業として予算化し、実施した。(豊中市)
- ・ 池田市では、令和 3 年度にバリアフリーマスタープランを作成し、移動円滑化促進地区に指定している 2 地区において、令和 6 年度にバリアフリー基本構想を作成しているとのことだが、バリアフリーマスタープランにおいてはバリアフリーマップを心のバリアフリーの促進を図る事業として位置付けている一方、バリアフリー基本構想においては教育啓発特定事業としてバリアフリーマップの作成が特に位置付けられていない。バリアフリーマスタープランやバリアフリー基本構想の作成において、バリアフリーマップの作成はどのように位置付け、整理をしているのか。
 - ・ バリアフリー基本構想において、バリアフリーマップは教育啓発特定事業に位置付けており、共生社会ホストタウン事業としてバリア情報や施設のバリアフリー情報を記載したバリアフリーマップの更新を実施検討している。実施時期は、バリアフリー基本構想の短期目標である令和 10 年度までを検討している。今回のような調査データを民間事業者に活用いただけるよう、オープンデータ化を進めていきたい。(池田市)
- ・ バリアフリー施設等データ整備システムを活用することで、現地調査やデータ整備にかかる時間が削減できたとのことだが、今後のシステムの展開に向けた活用の可能性やアイデアがあればお聞かせいただきたい。
 - ・ 防災マップや子育てマップ等、自治体が発信する様々な分野の情報に応用ができると考えている。(豊中市)
 - ・ バリアフリーの分野に限ることなく、AI の活用によるデータ収集の効率化や、市民参画によるデータ収集を AI の画像判断で補助するツールとして使用することが可能だと考えている。バリアフリー施設等データ整備システムを使用したことで、職員の現地調査やデータ整備にかかる時間を大幅に短縮することができた。例えば、現在自治体職員が現地調査で行っている道路補修の優先順位付けや緊急性の判断等に対し、市民が参画することも可能になるのではないかと思う。(池田市)
- ・ 両市ともに、本実証で収集したデータをデジタルマップにまとめているが、どのような想いで市民や来訪者に向けてデジタルマップを作成しているか。
 - ・ バリアフリーマップの企画段階で市民へアンケートを実施したところ、情報取得に用いる媒体に関して、スマートフォンをメインに使用している市民が最も多かった一方で、高齢者からは紙媒体での情報発信に対するニーズが多くあった。利用者が多い

デジタルでの情報発信だけでなく、紙媒体での発信や障害種別に応じた道案内板の作成を実施している。当市では、利用者が自分に合った形を選択できるようなマップ作成に取り組んだ。(豊中市)

- ・できることから始めようと考えた際に、今後のきっかけ作りとして、まず既存の媒体におけるバリアフリー情報の公開から着手した。市民へのアンケート調査を踏まえて、バリアフリーマップを教育啓発特定事業に位置付け、バリアフリー情報を公開した。(池田市)
- ・今回、統一された仕様に則ったデータが取得できている。データが表示されるシステムも統一されると、ユーザーにとって良いものになると思うので、今後議論できると良い。
- ・豊中市では、今後の取組で点群データを活用した検証を行うとのことだが、検証結果はどのように見ることができるか。
 - ・委託業務の中で、検証や調査等を行っている。今後事務局から問い合わせがあった際には、検証結果等を共有したいと考えている。(豊中市)

2) データ整備等の運用方針(案)について

【2) に対するご意見および質疑応答】

- ・歩行空間ネットワークデータの作成と関連して新しく LiDAR や MMS 等を用いて 3 次元地図を整備することも想定されるが、測量法や地理空間情報活用推進基本法においては測量成果や地理空間情報の重複整備を避けるよう努める必要があると記載されている。ガイドラインにおいて、作成するデータは既存の測量成果や地理空間情報と重複しないよう留意することを含めた方が良いと思う。
 - ・内容を確認の上、検討したい。(事務局)
- ・作成したガイドラインは、どのように自治体へ周知していくかが重要になる。ホームページの公開等以外に、現在想定していることがあれば教えていただきたい。
 - ・自治体に少しでも理解いただくためには、伴走型の支援が最も良いと考えている。今後、現地実証等を通して伴走型支援を行っていきたいと考えている。(事務局)
- ・歩行空間 DX 研究会シンポジウムにおいてバリアフリー施設等データ整備システムの説明を受けた際に、システムでのピクトグラムの位置付けが難しいという話を聞いた。システムはバリアフリー施設等データ整備仕様に基づき開発されているが、バリアフリー設備に関するピクトグラムは、統一的なマークもあれば、独自のマークも存在するようである。バリアフリー施設等データ整備仕様(案)において、自治体で既に使用されているピクトグラムとの整合を取りつつ、ピクトグラムが統一して使用されていない情報項目についても画一的なピクトグラムを紐づけられると、当事者にも役立つと思う。
- ・歩行空間ネットワークデータの整備においては、自動配送ロボット自身がデータを取

得することも想定されるか。

- ・歩行空間ネットワークデータ整備仕様を改定した際に「ランク区分」の情報項目を設定した背景として、自動配送ロボットが取得するデータを活用した更新の可能性を想定しており、今後実現できるよう取り組んでいきたい。一方で、現時点ではそこまで検討が及んでおらず、ガイドラインには盛り込めていない。(事務局)
- ・自動配送ロボットのスペックは、データ整備に活用可能な水準なのか。
- ・自動配送ロボットの機材スペックや収集するデータ、それらに対応する出力データの精度等について調査を行い、検討する必要がある。(事務局)
- ・歩行空間ネットワークデータが整備された地域では自動配送ロボットの運用に向けた検討が進み、そのような地域からデジタルインフラが構築されていくようなロードマップが示せると、自治体のデータ整備への関心に繋がると思う。少しでも簡単に着手できそうな部分から、取り組んでいけると良い。
- ・一般市民のデータ整備への参画方法には、まだ課題があると考えている。SNS のように誰もが自由に情報を投稿できる仕組みは民間サービス等で既に実現しているが、本プロジェクトにおいては、自治体が発信するような公式の情報を一般市民が参画した上で整備していくことが目標であると感じている。一方で、特にバリアフリー施設等データにおいては、一般市民の投稿により民間施設のデータを収集すると、民間施設への許可取り等といった点で運用が難しくなると感じている。本プロジェクトの各フェーズにおいて、一般市民がどこまでデータ整備に関与するかの目標を明確にすると良い。
- ・基盤地図情報を用いて作成した歩行空間ネットワークデータの出典の記載について、基盤地図情報を用いて作成した旨を記載すれば問題ないのか。ライセンスについて、整理がされているか確認したい。
 - ・基盤地図情報を加工して作成していると考えれば、そのような対応になると考えている。ライセンスは、CC BY で問題ない。(事務局)

3) 今後の普及展開策について

【3) に対するご意見および質疑応答】

- ・ G 空間 Expo でのアンケートについて、民間企業が「P 関連」と「P 以外」の2種類に分かれているが、どのような基準で分類しているか。
 - ・「P 関連」とは「プロジェクト関連」の略である。ロボット事業者や移動支援、障害者支援に関連する民間企業をまとめており、それ以外の企業を「P 以外」としている。(事務局)
 - ・G 空間 Expo は、グリーンインフラ産業展や国際宇宙産業展等と同時に開催しており、異なる業種の関係者も多く来場していた。
 - ・他業種の関係者が、ルート案内を含めた歩行空間ネットワークデータの活用に興味を示していることは、意義があると思う。

- 昨年、江守教授とともに大阪・関西万博にてアクセシビリティに関するアンケート調査を行った結果、イベント時の混雑とアクセシビリティの関係が大きな課題であることが明らかになった。G 空間 Expo は、情報提供者側となる関係者が多く参加している展示会であると思うが、人流を考慮したバリアフリールート案内に最も関心が寄せられたことは、非常に興味深い。今後、人流を考慮したバリアフリールート案内が実現できると良いが、まずは歩行空間ネットワークデータに地理情報として人流データを重畳するようなアプローチができると、歩行空間ネットワークデータのさらなる有用な活用が期待できると思う。また、ハード面での整備には限界がある中で、情報提供者側も適切なデジタル情報の提供に強い関心を持っていることが示された点は、データ活用の良い方向性が見えたのではないかと思う。
- ほこナビ DP の試行運用について、歩行空間ネットワークデータ整備システムのデータ閲覧機能は、整備された CSV データやノード、リンクのデータを地図上で可視化するものを想定しているか。また、整備されたデータを活用し、属性情報を用いた経路検索機能を API で公開できるとより利用の促進に繋がると思うが、そのような方針はあるか。

 - 歩行空間ネットワークデータ整備システムのデータ閲覧機能は、ランク区分等に関する属性情報が、画面上で可視化されるものである。現時点では、経路検索の機能をほこナビ DP に搭載することは想定していない。本プロジェクトでは、ほこナビ DP を使ってデータを作成いただき、作成されたデータをオープンデータ化することを主眼としている。ほこナビ DP で作成されているデータを可視化する機能は提供するが、その先の利活用事例への取組みは、現時点では予定していない。(事務局)
- 自治体に対するガイドライン等に沿ったデータ整備の依頼は、いつ頃を予定しているか。また、自治体へ通知を発出する際は、自治体による整備のほか、民間事業者へ整備への協力を促すような文言を加えると、自治体が民間事業者に対してデータ整備への協力を依頼しやすくなる。

 - 今回提示したガイドラインはまだ案の段階であり、内容を精査する時間が必要なため、現時点で通知を発出する時期は明言できない。民間事業者の協力が得やすくなるような通知の方法については、配慮した上で進めていきたい。(事務局)
 - 民間事業者としては、国土交通省が通知を発出する際には、補助金制度等に関する情報が併せて案内されるとありがたい。バリアフリーマップの構築は社会的価値の創造に繋がる一方で、民間事業者としては経済的価値の創造も両立させる必要があり、その実現には時間がかかる。補助金制度のような後押しがあれば、民間事業者は動きやすくなると思う。
 - この点についても、内部で検討を行いたい。(事務局)
- オープンデータ化が最も重要であることは理解しつつも、歩行空間ネットワークデータを活用して実際に経路探索サービスを構築するのは、バリアフリー施設等データの

活用と比べて相当大変であると思う。例えば、公共交通の分野では、標準的な GTFS フォーマットに対応したソフトウェアが整備されているため、比較的サービスを構築しやすい状況である。そのため、OpenTripPlanner が OpenStreetMap 形式のデータによる経路探索に対応しているように、API での提供だけでなく、既存の経路探索のソフトウェアが取り込みやすい形式に変換・エクスポートできるような仕組みを今後検討できると良い。公式のデータは国土交通省のフォーマットで整備しつつ、それを既存のソフトウェアで取り込みやすくなるような周辺環境を整備することで、活用の促進が期待できると思う。

- 豊中市の発表にもあったように、バリアフリー施設等データ整備システムに関して、データ閲覧やダウンロードだけでなくバリアフリーマップ機能のような当事者等のエンドユーザーが見やすい機能を提供することは、歩行空間ネットワークデータ整備システムへの経路探索機能の実装と比較すると現実的であり、検討の価値があるのではないかと思う。
- 2000 年にバリアフリー法が施行された際、各自治体におけるバリアフリー基本構想作成を支援するため、全国的に勉強会が開催された記憶がある。本プロジェクトにおいても、補助金制度等と併せて産官学が参加する勉強会等を実施することで、データ整備の普及を促進し、一般化に繋がるのではないか。ビジネスチャンスとして捉える企業もあるため、そのようなイベントを通じて普及を図ることも有効だと思う。

以上